

在京インドネシア共和国大使館

日本人旅行者に対する入国査証免除に関するプレスリリース

NO. 142/PEN/VI/2015

インドネシア政府は、2015年6月9日付の45か国の国民を対象にした入国査証免除に関する69号大統領規則を發布し、以下の通りとなりましたのでお知らせします。

1. 日本人の一般旅券保持者は、観光目的での入国査証の取得が免除される。
2. インドネシアでの滞在期間は最長 30 日で、延長は不可。また、他の種類の滞在許可への転換も不可。
3. 旅券の残存有効期間は 6 か月以上あることが必要。
4. 到着空港及び港湾施設は下記の 9 か所に限定する。
  - a. **空港**：スカルノ・ハッタ空港（タンゲラン）、ングラ・ライ空港（バリ）、クアラナム空港（メダン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハン・ナディム空港（バタム）
  - b. **港湾**：スリ・ビンタン・プラ港（タンジュン・ピナン）、バタム・センター港（バタム）、セクパン港（バタム）、タンジュン・ウバン港（タンジュン・ウバン）

東京 2015年6月17日